

第2期実験動物生産施設等福祉調査・評価事業実施要領

平成 21 年 1 月 9 日制定
平成 21 年 7 月 2 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正

(目的)

1. この要領は、公益社団法人日本実験動物協会(以下「日動協」という。)が、会員施設等における動物福祉の向上を図るため、学識経験者等による第三者評価制度として実施する「第2期実験動物生産施設等福祉調査・評価事業」(以下「事業」という。)にかかる手続きを定めるものとする。

(事業対象)

2. 事業の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 本会の正会員および賛助会員の飼養保管施設等
 - (2) 前項以外にあっては、実験動物福祉調査・評価委員会の答申に基づき会長が承認した施設等

(調査項目)

3. 調査項目は、主に「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」によるものとする。

(事業期間と時期)

4. この事業は、概ね平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間とする。各年度の事業申請と調査の時期は、会長が別に定める。

(事業手順)

5. 事業手順は次により行う。
 - (1) この調査を希望する会員等は、別紙様式 1 による事業申請書を会長に提出するものとする。
 - (2) 会長は、実験動物福祉調査・評価委員会(以下「委員会」という。)と協議して、事業受け入れについて検討し、申請者に通知するとともに、申請者に対して別紙様式 2「1. 事業申請機関及び事業対象施設の概要、2. 調査票」の提出を求める。
 - (3) 委員会は、実験動物福祉調査評価委員会規程 第 2 条 2 項に基づいて、調査員を選定して事業対象者と調査日程等を打ち合わせる。
 - (4) 調査は、調査員 3 名を 1 チームとして申請のあった施設に出向き、概ね 4 時間にわたって面談、文書・記録類・写真等の閲覧及び目視によって「調査票」の記載内容を具体的に確認する。
調査員は、調査結果を判定するチェックシート(別紙様式 3)に記入するとともに、

- 記載した内容が正しいかどうかを事業対象者に確認するものとする。
- (5) 調査員は、指導・助言案(別紙様式 4)を作成して委員会に報告する。

(評価手順)

6. 評価の手順は次により行う。
- (1) 委員会は、調査員からの報告に基づき、実験動物福祉調査・評価委員会規程第 2 条 3 項の評価基準に基づき、改善が必要な事項について、申請者に「指導・助言」を行う。
 - (2) 申請者は、指導・助言に基づき、改善の時期と内容を文書によって回答する。
 - (3) 委員会は、申請者の回答をもとにして、別記「評価基準」により評価判定を行って会長に報告する。
 - (4) 会長は、この評価に基づき、「調査結果報告書」として申請者に通知する。

(評価結果の公表)

7. 評価結果の公表等については、次によるものとする。
- 日動協は、調査対象及び個別の調査結果にかかる個別の指導・助言の内容及び評価区分とその内容に関しては公表しないものとする。
- ただし、調査を受けた企業が自社に関する評価結果について公表することは、妨げないものとする。

(守秘義務)

8. 委員会委員及び調査員は、会長に対し別紙様式 5 に基づき、誓約書を提出し、調査及び審査の過程で知り得た情報を第三者に漏らさないことを誓約するものとする。
- 併せて、調査・評価に関する書類のうち調査・評価委員、調査員が保管していた関係書類は、会長が調査対象者に調査結果報告書を通知した以降は、当該関係書類を一切廃棄するものとし、必要書類は、日動協が文書管理規程に基づき厳重に保管するものとする。なお、電子メールについても、報告書の通知以降は、可能な限り速やかに抹消するものとする。また、調査員は、調査開始時に事業対象者に守秘義務の内容について説明するものとする。

(経費の負担)

9. 本事業に要する経費は受益者負担とし、その額は全国一律として、10 万円、とする。事業対象に決定した施設もしくは施設の代表者は、本会から事業実施決定の通知が届いてから 1 ヶ月以内に、次により銀行振り込みによって支払うものとする。

振り込み先： みずほ銀行 九段支店 普通預金 1401076 名義：公益社団法人日本実験動物協会

附則

1. 2 の (2) の「会長が承認した施設」における経費の負担に関しては、別途会長が定めるものとする。
2. この要領は、平成 21 年 7 月 2 日から施行する。
3. この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
4. この要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

別記 評価の基準

- 実験動物の飼養保管施設として、調査事項のすべてが良好であり、実験動物福祉の観点から適切な管理・運用がなされている。
- 実験動物の飼養保管施設として、調査事項が概ね良好であり、実験動物福祉の観点から適切な管理・運用がなされている。
- 実験動物の飼養保管施設として基本的な要件を満たしているが、調査事項の一部に不備が認められる。実験動物福祉の観点から改善が望ましい。
- 実験動物の飼養保管施設として基本的な要件に欠落があり、調査事項に重大な不備が認められる。実験動物福祉の観点から早急な改善が必要である。

なお、一部不備および重大な不備に評価された場合は必要な改善事項を併記するものとする。